



平成 28 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社船井総研ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 グループCEO 高嶋 栄
(コード番号 9757 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役執行役員
経営管理本部本部長 奥村 隆久
(TEL. 06-6232-0130)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 26 日に開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成 28 年 2 月 8 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成 28 年 3 月 26 日開催予定の第 46 回定時株主総会において、承認されることを条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行います。併せて、同改正会社法第 427 条によって、責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大すべく、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

①	定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 26 日 (予定)
②	定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 26 日 (予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 取締役会(2) <u>監査役</u>(3) <u>監査役会</u>(4) <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2. ～ 3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 取締役会(2) <u>監査等委員会</u><li style="text-align: right;">(削 除)(3) <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2. ～ 3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監</u></p>

<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 26 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p><u>査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 27 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長、及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>(員数)</u> 第 29 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u> 第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責</p>	(削除)

任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第6章 計 算

第 37 条～第 39 条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

第 33 条～第 35 条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第 46 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 2 条 第 46 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項の定めるところによる。